

平成28年度 東郷町教育の一般方針

I 学校教育

1 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標とするものである。

各学校においては、児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、自他の敬愛と協力により創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領等の趣旨を十分に理解し、校長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力する。

2 重点施策

(1) 学習指導要領に定める「生きる力を育む」という理念を実現するための具体的な手立ての確立に努める。

ア 心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と、適切な運動の経験や合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育成する。

(2) 生涯学習の基礎となる能力や態度の育成に努める。

ア 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、学習に対する意欲や興味・関心を高めるとともに、学び合う楽しさや達成感を体得させ、主体的に学習する力の育成に努める。

イ 国語を適切に表現し正確に理解できるように、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの能力が偏りなく養われるよう努める。

ウ 障がいのある児童生徒に対して、社会的に自立できる力を育成するための支援に努める。

エ 中学校において職場体験事業を実施し、キャリア教育の充実に努める。

オ 18歳選挙権に向けた主権者教育の充実に努める。

(3) 基本的生活習慣の徹底と道徳教育の一層の充実に努める。

ア 道徳的実践力を高め、児童生徒の心に響く体験活動を通して、豊かな情操の育成に努める。

イ 命の大切さに気づかせ、生命に対する畏敬の念と人間尊重の精神を培うとともに、人権教育の充実に努める。

ウ 善悪についての判断力や、望ましい社会性を養うとともに、正義感や公正さを重んじる心の育成に努める。

(4) 学校、家庭、地域社会との連携に努める。

ア 学校支援ボランティア登録制度を活用し、学校、家庭、地域社会相互の連携をより深め、学校教育の充実を図るとともに、健全な児童生徒の育成に努める。

イ 家庭や地域社会に対してより開かれた学校運営や学校の望ましい将来像を構築するため、学校評価制度を継続して実施する。

ウ スクールソーシャルワーカーを配置し、学校だけでは対応が困難な問題に対し、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、児童相談所、病院、警察、弁護士などの地域と学校・家庭が連携するためのコーディネートを行う。

(5) 生徒指導の充実に努める。

ア よりよい人間関係の構築に努め、不登校やいじめなどの問題行動等の未然防止、早期発見と適切な指導に努める。

イ 学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にして、各中学校区の「生徒指導推進協議会」活動の充実を図る。

ウ 心の教室相談員、スクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童生徒の心のケアに努める。

エ 学校不適応児童生徒を支援するため、人とのかかわりに慣れさせることや体験を重視した活動を多く取り入れた教室（ハートフル東郷）を継続して運営する。

(6) 情報化、国際化に対応した教育の推進に努める。

ア 情報化社会に即応した設備の一層の充実及び情報機器を活用した情報活用能力の育成指導に努める。

イ 小中学校における外国人英語指導事業を引き続き実施し、国際化社会の中で活躍できる人材育成のため、外国語を通じ言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションが図れるように努める。

(7) 児童生徒の安全指導及び健康保持に努める。

ア 地域の交通事情や危急の災害等に対応できる実践的な能力を身に付け、安全を考えた行動の習慣化に努める。

イ 安全な学校生活を送るため、危険を予測して安全に行動する態度と能力の育成に努める。

ウ 児童生徒の安全確保に向けて、こども110番の家、スクールガード、不審者情報ネットワーク等の環境整備を行う。

エ 小学校において縄跳び運動の取組等児童の基本的運動能力向上に努める。

(8) 学校施設等の整備に努める。

ア 東郷小学校西・南校舎のトイレ洋式化改修工事、音貝小学校南校舎の大規模改造工事設計業務等を行い、学校施設環境の充実に努める。

イ 学校施設設備の安全管理の徹底に努める。

ウ 教育用備品の計画的な整備を図り、学習環境の充実に努める。

II 学校給食

1 基本方針

学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、食生活の正しいあり方を習得させるとともに、食べ物の生産から消費までの流れを理解し、楽しい会食を通して好ましい人間関係を育み、健康で充実した生活を送ることを目標に、食育推進のため学校給食を生きた教材として学校教育の一環として行われているものである。

児童生徒に健康と食生活とのかかわりに关心を持たせ、望ましい食生活の在り方を体得できるよう、より安全でおいしい給食づくりと食に関する指導を推進する。

2 重点施策

(1) 学校給食の献立の充実

- ア 献立内容を多様にし、食事に対する関心を高めるため、魅力あるおいしい給食づくりをする。
- イ 「カミカミメニューの日」などを設定し、生きる力を育み望ましい食生活の手本となる学校給食を推進する。
- ウ 旬の食材や行事にちなんだ献立を取り入れ、また、セレクト給食などを実施し、季節感のある楽しい給食を推進する。
- エ 地場産物の活用に努め、町内で生産される米や野菜等を取り入れた献立を実施する。また、地産地消推進のため材料費の一部公費で負担する。
- オ 児童生徒から献立を募集し、入選作品を給食で提供する。
- カ 伝統的な食文化を伝承するため、全国の郷土料理を給食で提供する。

(2) 食に関する指導を推進する。

- ア 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進する。
- イ 栄養教諭が養護教諭や関係教職員と連携し、児童生徒に健康づくりの基盤となる望ましい食生活やバランスの良い食事について理解させ、自己管理能力を身につけさせる。
- ウ 学級活動、給食時、教科、総合的な学習の時間等において学年や目標に応じた内容で食に関する分野の指導を行う。

(3) 家庭や地域との連携を密にした給食を推進する。

- ア 望ましい食生活の啓発のため、食育だより「いただきます」を発行する。
- イ 給食に含まれるアレルギー物質等の正確な情報提供に努めるとともに対応可能な措置を実施する。
- ウ 食料自給率向上のため、米飯給食を週4回以上実施することを目標とする。

(4) 衛生管理を徹底し、食中毒防止に努める。

- ア 安全な給食づくりのため、調理室のドライ運用を推進する。
- イ 食材、調理器具、食器、食缶等の細菌検査等を実施するとともに調理業務に携わる者の衛生管理に努める。

(5) 老朽施設・設備等の改修を計画的に実施する。

- ア 既設調理場の改修・改善を計画的に推進する。
- イ 調理機器や器具、洗浄機器等の更新を計画的に推進する。

III 生涯学習

1 基本方針

急激な社会・経済情勢の変化や情報化、国際化、少子高齢化などの社会変動の中、こうした社会・経済の変化に対応するため、幅広い年齢の人々に学ぶことの意欲が高まっている。

本町の生涯学習事業においては、第5次総合計画に掲げられた、将来都市像「人とまち みんな元気な 環境都市」の実現に向け、生涯学習活動の機会や場の提供、文化団体の活動支援、文化活動への参加機会の充実、文化財の保全や活用などに努めるとともに、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境の充実、各種スポーツ団体の育成、さらには本町の特色あるスポーツであるボート競技の振興などを進めることによって、町民自ら学び、その成果を活かすことができるよう生涯学習社会の構築を推進していくこととする。

2 重点施策

(1) 生涯学習活動の充実を図る。

ア 生涯学習の拠点である町民会館を中心に、生涯にわたり生きがいを持って過ごすことができるよう生涯学習活動の機会や場所の充実を図る。

イ 各種社会教育事業の実施について、社会教育委員の主体的な企画及び立案により進めるよう努める。

(2) 放課後子どもプランを推進する。

ア 子どもたちに安全・安心な居場所を提供するために学校施設を利用し、学習の支援を始め、学年の異なる子ども同士の交流、地域の大人との交流、様々な体験活動などを通じて子どもの健全育成を図る。

イ 現在、放課後子ども教室を全6小学校で開設しており、平成28年度には愛称を「きらきらこども」とし、より親しまれる教室として事業の充実を図る。

(3) 青少年の健全育成と家庭教育の充実を図る。

ア 自分自身で学び考え、豊かな社会性を備えた青少年の育成を目指し、学校や地域と連携し、啓発活動等を展開していく。

イ 学校と地域が連携しながら家庭教育推進事業を積極的に推進する。

(4) 文化・芸術の振興を図る。

芸術文化に親しむ事業を充実するとともに、地域文化の振興を図るために文化団体の活動を継続して支援する。

(5) 郷土資料館の充実を図る。

ア 郷土資料館の展示物と展示方法の検証を行い、文化財に対する町民の関心が、より一層高まるよう努めるとともに、身近に郷土の歴史や文化などに親しめる機会を増やすように努める。

イ 館内の展示資料や映像資料を生かした回想法による認知症予防事業にも活用していく。

(6) 文化財保護と継承に努める。

ア 貴重な文化財の適切な保存に努めるとともに、文化財保護委員と連携を持って町内に眠る文化財の確認を行う。

イ 無形民俗文化財を後世に伝えるための方策を検討する。

(7) 図書館活動の推進。

ア 生涯学習施設の拠点として、蔵書の充実を図るとともに、幼児のブックスタートやおはなし会など実施し特色ある図書館を目指す。

イ インターネット等の活用により、各地域の図書館の協力と情報提供を通じて、利用者の要望する情報を一層速やかに提供できるよう努める。

ウ 来館困難者を対象に図書の宅配サービスや役場、町民会館、いこまい館、総合体育館の受付で返却できる特別返却窓口を設けるなど、利用者サービスの向上を図る。

エ 図書館をPRするため、「図書館だより」を月に1回、「キッズ版図書館だより」を年に3回発行し、新着図書案内や「お楽しみ会、おはなし会」などのお知らせを配布し、周知方法の創意工夫に努める。

(8) スポーツの普及・振興に努める。

ア 町民レガッタのさらなる普及のため、ボート体験やボート教室などの充実を図る。また、ボート競技団体等との連携を図ることにより、ボート競技のより一層の普及、振興に努める。

イ スポーツ普及の重要な担い手であるスポーツ推進委員との緊密な連携のもとに各種スポーツイベントを開催するとともに、誰もが生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努める。

ウ スポーツ推進委員及び体力つくり推進委員が地域と連携して総合型地域スポーツクラブ「家族体力つくりの日」を開催し、地域におけるスポーツ活動の振興を図る。

エ 誰もが日常生活を健康で楽しく安全に送るため、基礎的運動能力の向上の理念を持ったコーディネーショントレーニングの普及に努める。

オ 誰もがスポーツに参加できる環境を整えるため、東郷町スポーツ推進計画を策定する。

カ 平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）ボート競技大会の開催に向けて、準備を進める。

(9) 体育施設の整備充実に努める。

ア 体育施設利用者の利便に配慮した施設環境の充実に努める。

イ 総合体育館、愛知池運動公園など指定管理者制度導入施設については、民間のノウハウを活かした施設の管理運営を行い、より一層のサービス水準の向上及び充実に努める。